

公的機関手続き一覧

民間への手続き

手 続 きの 種 類	手 続 きの 窓 口	提 出 書 類	check
納 骨	寺院・墓地管理事務所	埋葬許可書（市区役所・町村役場で交付）	
生命保険金受取請求 （死亡の日から2年以降権利喪失）	生命保険会社のお客窓口 （簡易保険は郵便局）	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 保険証書 (3) 所定の死亡診断書 (4) 被保険者者の除籍謄本または住民票 (5) 請求人の戸籍謄本 (6) 契約時の印鑑 (7) 印鑑証明書 (8) 振込先口座番号、請求人身分証	
預貯金名義変更	銀行・郵便局窓口	(1) 銀行・郵便局所定の請求書 (2) 相続人全員の印鑑証明書 (3) 被相続人の戸籍謄本（除籍謄本） (4) 相続人全員の戸籍謄本・住民票 (5) 被相続人の預金通帳または預金証書と届出印 (6) 遺産分割協議書（分割協議後の場合）	
権利移転通知 （遺産分割協議後遅滞なく）	貸付・借入先	権利移転通知書	
扶養控除異動申告	勤務先	勤務先に確認（年末調整や家族手当支給に関係します）	
電話加入権移転	NTT窓口（郵送手続き可）	被相続人の戸籍・除籍謄本・承継人の戸籍抄本・印鑑	
社員証・身分証明書返却	死亡者の勤務先	特になし	
電気・ガス・水道・NHK受信料	各団体窓口（電話連絡・郵送手続き）	通帳・印鑑・領収書控え	
クレジットカード・会員権返却	加入会社窓口（電話連絡・郵送手続き）	加入団体窓口にお問い合わせ下さい	

市区役所・税務署・法務局への手続き

手続きの種類		手続きの窓口	提出書類	check
死亡届 (死亡を知った日から7日以内)		死亡者住所地の市区役所・町村役場	死亡診断書または死体検案書	
返却	健康保険証	死亡者住所地の市区役所・町村役場(社会保険・厚生年金は勤務先)	健康保険証	
	年金手帳		年金手帳(年金の停止を同時に行います)	
	運転免許証	死亡者住所地管轄の警察署	運転免許証	
	パスポート	都道府県庁旅券課	パスポート(記念に残したい方は申し出るとボイド処理後、返却してもらえます)	
	その他免許(調理師免許等)	都道府県・市町村の発行元窓口	発行済み免許証	
	公共交通機関の無料カード		発行済みカード	
年金の停止 (厚生年金-死亡日から14日) (国民年金-死亡日から10日)		死亡者住所地の社会保険事務所(厚生年金加入者) 市区役所・町村役場(国民年金加入者)	年金手帳、死亡を証する書類、死亡者との身分関係を明らかにする書類(戸籍抄本など) ※生計を共にしていた遺族であれば未受給分の受給資格があります	
「寡婦年金」「遺族基礎年金」「死亡一時金」の受取請求		市区役所・町村役場	申請書の他受給資格を証する書類 (詳しくは年金課窓口にお問い合わせ下さい)	
社会保険から 葬儀(埋葬)費用をもらう (申請期限:死亡日から2年以内)		社会保険事務所	勤務先証明書・死亡診断書・社会保険証書・印鑑 振込先預金口座番号	
国民保険から 葬儀(埋葬)費用をもらう (申請期限:死亡日から2年以内)		市区役所・町村役場の健康保険窓口	死亡を証明する書類・国民保険証書・印鑑・振込先口座番号・葬祭費の領収書	
被相続人の 所得税納税(準確定申告) (相続開始後4ヶ月以内)		死亡者住所地管轄の税務署	確定申告書、その他申告書類	
土地・建物などの不動産 所有権移転登記		不動産所在地管轄法務局	(1) 相続登記申請書 (2) 相続人全員の印鑑証明書 (3) 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本 (4) 相続人全員の戸籍謄本・住民票 (5) 固定資産税評価証明書 (6) 遺産分割協議書(分割協議後の場合) ※登録免許税納税が必要 固定資産評価額×4/1000	
相続税納税 (相続の開始があった事を知った日の翌日から10ヶ月以内)		相続人住所地管轄の税務署	相続財産の種類により財産目録・遺産分割協議書・登記簿謄本・固定資産税評価証明書・地積測量図・他多数	
高額医療費還付手続き		市区役所・町村役場(国民保険加入者) 社会保険事務所(社会保険加入者) 組合窓口(組合健保加入者)	領収書・保険証・振込先預金通帳・印鑑(組合健保の場合は窓口にお問い合わせ下さい)	
医療費控除による税金還付手続き		医療費支払者所轄の税務署	領収書	
自動車名義変更		死亡者住所地管轄の陸運局	死亡者の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本・相続人の戸籍謄本・印鑑証明書・車検証・自賠責保険証・保管場所証明書(使用本拠が変わる場合)・ナンバー変更 要の場合は陸運局へ車持ち込み	

裁判所への手続き

手 続 きの 種 類	手 続 きの 窓 口	提 出 書 類	check
遺言書の検認 (遺言書発見後遅滞なく)	死亡者住所地管轄の家庭裁判所	遺言書検認申立書 遺言書原本または写し（開封されている場合） 相続人全員の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本 受遺者の戸籍謄本または住民票抄本	
相続の放棄 (自己に相続の開始があった事を知った日から3ヶ月以内)		相続放棄申立書 申立人の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本・住民票の除票	
限定承認 (自己に相続の開始があった事を知った日から3ヶ月以内)		限定承認申立書 相続人全員の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本・住民票の除票 財産目録	
遺産分割調停・審判	相手方のうちの一人の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所	遺産分割調停申立書 相続人全員の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本 不動産登記簿謄本・固定資産評価証明書・遺産目録等 遺産に関する書類	

申立に要する費用

遺言書検認・相続放棄・限定承認	遺言書一通につき収入印紙800円 返信用郵便切手	
遺産分割調停・審判	相続人一人につき収入印紙1,200円 返信用郵便切手	